県立都市公園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための 施設利用マニュアル【敷島公園運動施設大会利用・競技団体利用編】

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染防止のために当面の間、県立都市公園において、 屋内施設及び屋外施設において指定管理者及び会議・イベント・大会等を実施する者(主催者)が遵守する事項を示したものである。

なお、指定管理者及び会議・イベント・大会等の主催者は、一度に利用できる利用人数、県 外からの利用、高齢者や基礎疾患をお持ちの方への周知(お願い)等、「群馬県社会経済活動 の再開に向けたガイドライン」の行動基準に準拠するものとする。

また、イベント開催時等の必要な感染防止対策に関しては、「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン」を、随時遵守するものとする。

本マニュアルは、「警戒度1」になっても適用されるものとする。

【屋内施設】

・敷島公園管理事務所会議室、関水電業敷島プール(関連施設含む)

【屋外施設】

・敷島公園運動施設(関連施設含む)、園路等の場所を占用して実施するイベント等

I 指定管理者の遵守事項

- 1)マニュアル周知・徹底
 - ・本マニュアルの趣旨及び内容を理解し、主催者からの照会にも対応できる体制を構築する。 また、マニュアルをホームページに掲載するとともに、園内に掲示および備え置くことに より、マニュアルの周知を図るとともに、内容周知の徹底に努めること。
 - ・主催者に対して、会議・イベント・大会等の開催通知、チラシ、HP等で、健康状態申告 書に記載されている事項について確認した上で、大会の参加者すべてに周知・徹底するこ と。また検温をされてない方について利用をお断りすることがある旨を周知すること。
 - ・厚生労働省の接触確認アプリ(COCOA)を事前インストールするようお願いする。

2) マニュアル実施事項の確認

- ・主催者への聞き取り及び必要に応じて現地立会等により、マニュアルの履行内容を確認 し、別添の「新型コロナウイルス感染症対策チェック表」により履行状況を把握してお くこと。
- ・確認時または確認後、主催者の履行状況に不備や不足がある場合には、主催者に指導すること。
- ・主催者の遵守事項が守られない場合または、指導に応じない場合には、施設管理者(土 木事務所長)に報告し、主催者に対して施設の使用を許可できない又は中止する旨を伝 えること。
- ・マニュアルの確認状況について、上記チェック表と共に、施設管理者(土木事務所長) に、毎月報告すること

Ⅱ 会議・イベント・大会等の主催者の遵守事項

1) 事前準備

- ・主催者は、このマニュアルで示す配布物・備品・消耗品・衛生用品等を必ず用意するとと もに、業界団体ごとに策定されているガイドライン等を遵守し、大会運営における新型コ ロナウイルス対策を定め徹底すること。
- ・主催者は、大会運営における新型コロナウイルス対策について、参加選手だけでなく、大 会運営の役員及び関係者、観戦にくる保護者及び一般者に向けても、施設利用の行動ポリ シーとして事前に対策状況や注意事項を周知すること。
- ・主催者は、参加選手、大会運営の役員及び関係者、観戦にくる保護者及び一般者に向けて、 開催通知、チラシ、主催者で用意しているHP等の媒体にて、健康状態申告書に記載さ れている内容(体温計測や氏名住所等の提出)や、その他主催者が定める入退場時の対 策を周知・徹底し、特に検温をされてない方については、利用をお断りすることがある ことを徹底する。
- ・主催者は、密集を抑えるため利用範囲の広さに応じて参加者の間隔が十分とれるよう定員 を設定すること。特に全体で 5,000 人超かつ収容率 50%超の利用を予定する場合、事前 相談として本マニュアルの 6 頁に対応すること。
- ・主催者は、事前相談の対象外の大会・イベントを開催する場合も、本マニュアルの 6 頁に 対応し、感染防止チェックリストの作成及びホームページ等(入場口への掲示でも可)で の公表を行うこと。
- ・主催者は、不特定多数の来場者(保護者による応援、一般入場にる観戦等)を管理、コントロールできない場合には、無観客や規模縮小による開催を計画すること。
- ・主催者は、大規模なイベント (参加者 1,000 人以上) を実施する場合には、必要に応じて、 医療担当の人員を常駐させる、連絡の取れる医療機関や保健所を確認するなど、急に体調 が悪化した方への対応や衛生指導が適切に行うことができるよう十分な配慮を行うものと する。また、入場時においてサーモグラフィー等を用いた非接触式の検温実施について検 討する。主催者は、厚生労働省の接触確認アプリ (COCOA) を事前インストールするよう お願いする。
- 2) 入場時の体調チェック・マスク着用の確認・登録・ポリシー周知・手洗い
 - ・主催者は、当日にて新型コロナウイルス感染を防ぐため、入場時にチェックを行うこと。 参加選手及び大会役員だけでなく、不特定多数者が何もチェックを受けず施設内に入場す ることが無いように対策すること。
 - ①体調チェック→②マスク着用確認→③登録→④ポリシー周知→⑤手洗消毒→⑥入場

① 体調チェック

・健康状態申告書(様式1参照)の提出

※1:既往症(例:咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等)の場合は入場を認める。

※2:当日、体温を測定していない場合は、主催者により非接触式体温計を使用して検温を行い、37.5 $^{\circ}$ C以上の場合は入場を認めない。

また、発熱者や有症状者の入場は断る。

- ② マスク着用の確認
- ・マスク着用を確認し、持参していない者がいた場合は、マスクを配布する等にて、マスク 100%を担保する。
- ・入場前後もマスクの着用を原則とするが、夏場は熱中症に十分注意するよう案内する。
- ③ 入場登録
 - ・接触を防ぐため徹底した入場管理を行う。
- ④ 入場時の施設内行動ポリシー周知
 - ・事前準備で作成した施設利用上の留意事項を参加者に配布し周知・徹底する。
- ⑤ 手洗い・消毒
 - ・受付に設置したアルコール消毒液による消毒や液体石けんによる手洗いを徹底する。
- ⑥ 入場
 - ・以上⑤までを行った方は、入場を許可する。なお、入場後もトイレ等に液体石けんな どを設置し、手洗いを小まめに行うことを推奨する。

【受付・入場時の留意事項】

会議・イベント・大会等の主催者が個別に受付する場合では、利用者の間隔が 1.5m~ 2.0m以内となる様に留意する。

3)会議・イベント・大会等の主催者による適切な環境管理

予定する会議・イベント・大会等の開催規模、開催時間、参加者の特性に応じ、 次のことを基本としたて感染リスク回避のための対応を徹底すること。

- ※特に参加選手や運営を行う役員自らの感染リスクを回避するため、国及び群馬県、関係 団体による感染症対策の徹底を実施すること
- ※保護者はじめ不特定多数の応援者が感染源となら無いように注意すること
- ① 会議・イベント・大会等の途中でも適宜手洗い・消毒ができるような場を確保する。
- ② 共有物の管理又は消毒の徹底と利用者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸水等を含有したもので拭き取りを定期的(1~2時間に1度程度)に行う。
- ③ 大きな声を発声させない(声援などは控える)、大声を出す者がいた場合個別に注意する、近接した距離での会話を控える等の環境づくりを行う。
- ④ 密集状態の防止
 - a) 会場の定員や座席間隔については、「社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づく要請について」で示しているイベントの留意事項を参考に人が密集しないように工夫する。
 - b) 入退場に時間差を設け、人の密集を回避する。また、常に人の出入りがあるイベント の場合は、入場口と退場口を分けるなど、人と人とが交錯する機会を極力減らすように 配慮する。
- ⑤ 換気による密閉回避(主に屋内施設)
 - a) 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転を実施する。また定期的 に外気を取り入れるよう窓を開けて換気を行う。
 - b) 一定時間(概ね1時間程度)経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行う。
- ⑥ 会議・イベント・大会等で使用した屋内施設、施設内のテーブルや椅子などは、 使用後の消毒を行う。
- ⑦ 屋内施設の利用については、必要に応じて利用人数と利用時間の制限を行う。

4) 主催者・スタッフの行動管理

・ 有症状者は出演・出勤を控える。

5) 飲食関連

- ・食事を摂る場合には、所定の場所を指定する。また、1.5m~2.0m以上の間隔を空け、同一方向や壁の方を向いて食べる、極力会話をしないなど十分な対策を行うこと。
- ・所定の場所以外では食事を摂らせない。または、禁止するなど必要な措置を行う。
- ・食事の提供を行う場合は、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。

6) 喫煙

- ・警戒度3及び4の場合、感染防止の観点から敷地内全面禁煙とする。
- ・警戒度1及び2の場合、止むを得ず喫煙する場合は公園の指定場所とするが、 多くの喫煙者が見込まれる場合は、指定管理者及び施設管理者(土木事務所長)と協議 した上で、「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき別途喫煙所を設け、感染防止 の観点から人を密集・密閉させないための運用を徹底すること。

7) ゴミの処理

- ・密閉することができるゴミ箱(足ぶみ式で開閉できるものが望ましい。)や破れにくい ゴミ袋を主催者が用意し、イベントで出たゴミを持ち帰ること。
- ・ゴミを回収する人は、マスク・手袋を着用し、マスクや手袋をぬいだ後は、必ず液体石 鹸で手洗いを行うこと。
- ・なお、主催者でゴミ処理ができない場合には、参加者各自が自分のゴミを持ち帰るよう 徹底すること。

8) トイレの利用

・トイレはふたをして汚物を流すこと。また、利用前後は手洗いを行い、タオルを共用しないこと。

9) 参加者の催物前後の行動管理

・イベント前後においても個人として感染防止対策を行ってもらうように注意喚起する。

10)事後フォロー

- ・収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・利用者の名簿等を作成し、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・利用者には、14日間を目安に1日 $1\sim2$ 回程度、発熱の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。
- ・主催者は、健康状態申告書を1ヶ月間保管し利用者で感染者が出た場合における保健所などの聞き取り調査への協力、HP等での資料の公表、使用した施設内の消毒除染の手配とその負担について協力すること。

Ⅲ 県有施設利用時の注意ポイント

1) 感染リスクの評価

- ・ 県有施設利用時は、以下の4つの項目について、感染リスクを評価する。
 - ① 利用者の特性(感染リスクのある者が利用するか、不特定多数か否か等)
 - ② 開館規模・期間・時間(利用人数および参集範囲、同一空間の滞在期間)
 - ③ 換気の状態
 - ④ 利用者同士の距離(近距離又は対面になる機会が発生するか)

2) 会議・イベント・大会等の主催者及び指定管理者が注意すべき感染症への対策

①個々人で行えるリスクアセスメントとリスクマネジメント				
感染源対策		自宅検温し発熱の場合は自宅待機 入場者の事前登録や人数制限 入場時の手指消毒・検温		
感染経路対策	接触感染	入場時の手指消毒・検温 定期的な手指衛生状態の確認 手が触れる場所等の清掃や消毒		
	飛沫感染	マスクの着用(咳エチケット) 距離を2m程度離す工夫 参加者が接近しづらい動線の設定 発生の機会を減らす(大声への注意) 集まる場所(食事等)の時差利用 同一場所にいるスタッフ・参加者の制限 定期的な換気や頻繁な換気		
②カニッカ /佐田	空気感染	٠ ٩٠ . ١٠		
②グラスダー(集団)に対する特徴的なリスク	グマネシメント		
感染源対策及び密 集の回避	密閉しやすい空間の 換気 手の届く距離に集ま	な限り2カ所以上の開口部を設ける		
	らない 近距離の会話や発声	大きな発声をさせない環境として無観客や参加者		

同士の一定距離の確保

③クライシスマネジメント

・積極的疫学調査の備え=確実に連絡できる参加者名簿の作成

を無くす

- ・濃厚接触者となり自宅待機要請がなされた場合への備え=事前の説明や調整
- ・参加者の移動距離の最小化・記録化(群馬県警戒度に準拠)
 - 例) 県内のみとする、県外者の移動経路の記録や、座席指定

【本マニュアルの取扱い】

- ・ 本マニュアルは、令和3年11月25日から適用する。
- ・ なお、群馬県内での新型コロナウイルスの感染の広がりや他県の感染状況、新型 コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものと する。

参考) 「参加者が 5,000 人超かつ収容率 50%超の大会・イベント」を開催する場合

(1) 「参加者が5,000人超かつ収容率50%超の大会・イベント」の必要手続きについて

1) 大会・イベント開催前

- ・「1日の参加者が5,000人超かつ収容率50%超の大会・イベントの開催を予定する主催者」は、「感染防止安全計画(様式1)」はじめ、下記の提出書類①~③を作成、3週間前までに提出先に宛ててメールにて提出を行って頂きます。また事前相談で提出された感染防止安全計画の内容は、必要に応じて国や他都道府県等に共有します。
- ・主催者は、安全計画の提出に当たっては、必要に応じて専門家への事前確認や関係各府 省 庁への共有を行ってください。大会・イベントの開催に当たっては、開催時における必要な 感染防止策を徹底してください。
- ・主催者は、参加者 10,000 人超の大会・イベントを開催する場合、ワクチン・検査パッケージ制度の積極的な適用を検討してください。

2) 大会・イベント開催後

・主催者は、大会・イベント終了から1か月以内に下記の提出書類④「イベント結果報告 フォーム(別紙2)」を作成し、メールにて提出を行って頂きます。

1. =	開催3週間前	①「感染防止安全計画(別紙1)」	
提出書類		②「大会・イベントの概要がわかる資料(チラシや要項等)」	
		③「大会・イベントの感染防止策がわかる資料」	
規	開催後1カ月以内	④「イベント結果報告フォーム (別紙2)」	
提	下記、施設指定管理者より群馬県所管部署へ照会致します。		
出先	群馬県立敷島公園指定管理者 敷島パークマネジメント JV		
先	FAX:027-234-9315 提出メールアドレス:shikan@oriental-gunma.com		

(2) 対象外となる大会・イベントを開催する場合の留意事項について

- ・「参加者が 5,000 人超かつ収容率 50%超の大会・イベント」以外の大会・イベントの開催においては、上記の様式1、2の手続きは不要となりますが、主催者にて「感染防止策チェックリスト(別紙3)」を作成し、ホームページ等の媒体で公表してください。
- ・主催者は、作成した「感染防止策チェックリスト(別紙3)」を大会・イベント終了後1年間保存してください(群馬県への提出は不要です)。

(3) 様式1~3の入手先について

- 「感染防止安全計画(別紙1)」、「イベント結果報告フォーム(別紙2)」、「感染防止策チェックリスト(別紙3)」のデータは、下記 URL よりダウンロードください。
 https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00071.html
- ・従前までの「1,000人を超える大会・イベント等開催時」の事前相談手続きは不要となりましたが、新たに本項に定める対象要件及び様式に更新となりました。更新前の様式は使用できませんのでご注意ください。

「参加者が 5,000 人を超える大会・イベント」とは

- ・1日の施設利用者として、選手、役員以外にも、関係者、保護者応援者等も含めた全体を通して5,000人を超える大会が対象となります。
- ・複数日にわたる大会にて、延べ人数として 5,000 人を超えるといった場合は対象外となります。 (例:1日目 3,000人、2日目 2,500人 計 5,500人)
- ・1日の施設利用者として5,000人を超える場合でも、時間帯で入れ替えを行い、同時間帯で5,000人未満とできる場合は対象外となります。

参考)屋内施設(陸上競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、公園管理事務所)の利用について

- ・以下の屋内施設について、警戒度2、警戒度1の如何に関わらず以下の運用を遵守頂きます。
- ・「大会」及びそれに準ずる施設全体の独占利用にて、以下の屋内施設も併用する場合、「団体利用編のマニュアル」に準拠しながら下記を運用ください。また下記の施設以外にも各諸室をご利用する場合は、隣席との距離を概ね 1.5m~2.0m程度確保する、正面を向き合わないように配置するといった密接密集の回避を行って頂きます。
- ・人数の設定が無い諸室についても、下表の人数を踏まえて、通常利用時の半数以下 となる様にして下さい。

該当施設	屋内施設	上限人数の運用	3 密回避の運用
正田醤油スタジアム群馬	トレーニンク゛ルーム	1度に2名まで入室可能	3密が生じやすく換気機能が 弱い施設のため、雨天時の利 用は休止とします。
	雨天走路	個人利用や、競技団体にて雨 天走路単体を利用する場合、 160名以下まで入室可能	機械換気がありません。使用 時は必ずグラウンドに面した 扉を開放して下さい。
	会議室1	1度に30名まで入室可能	機械換気がありません。使用 時は必ず窓を開放して下さ い。
	会議室2	1度に40名まで入室可能	概ね1時間程度経過したら休憩を入れ、窓を開放しての換気をして下さい。
上毛新聞敷島球場	会議室	1度に20名まで入室可能	機械換気がありません。使用 時は必ず窓を開放して下さ い。
アースケア敷島サッカー・ラグビー場	会議室	1度に30名まで入室可能	概ね1時間程度経過したら休 憩を入れ、窓を開放しての換 気をして下さい。
関水電業敷島プール	トレーニンク゛ルーム	1度に5名まで入室可能	3密が生じやすいため、概ね 1時間程度経過したら休憩を 入れ、窓を開放しての換気を して下さい。
	大会運営室	1度に20名まで入室可能	概ね1時間程度経過したら休憩を入れ、窓を開放しての換気をして下さい。
公園管理事務所	会議室A	1度に15名まで入室可能	概ね1時間程度経過したら休
	会議室B 多目的室	1度に15名まで入室可能 1度に10名まで入室可能	憩を入れ、窓を開放しての換 気をして下さい。

参考)施設観客席の上限設定について

- ・警戒度1となって以降も、群馬県の示すガイドライン及び新たな生活様式を厳守する必要があることから、以下の施設観客席について、不特定多数の観客・保護者等の密集密接を回避するため上限数を設定します。
- ・「参加者が 5,000 人超かつ収容率 50%超の大会・イベント」を計画される場合、本マニュアル 6 頁の内容、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請等も必ずご確認下さい。https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html
- ・参加者が自由に移動でき入退場時や観客の適切な行動確保ができない場合は、以下の上限数 をご参考に対応頂きます。
- ・「大会」及びそれに準ずる施設全体の独占利用にて、観客席の利用を行う場合、「団体利 用編のマニュアル」に準拠しながら下記の上限人数を超えない様に人員の管理を行って頂 きます。
- ・観客席に入場する者についても、主催者にて健康状態申告書の提出はじめ、本マニュアル の2頁以降の対応を適用する必要があります。
- ・原則として、観客入場を伴う大会を行う場合、同一グループ内(5人以下)での着席を認めますが、異なるグループ同士は1席以上の間隔を空けて下さい。

よりが、英なるグループ同工は1.市以上	観客席上限数	
施設名/対象観線	※令和 3 年 11 月 25 日現在	
正田醤油	現状総数 15,700	7,627
スタジアム群馬	メインスタンド(参考値)	4,000
	サイドスタンド(参考値)	2,627
	バックスタンド(参考値)	1,657
上毛新聞敷島球場	現状総数 20,934	10,467
	内野スタンド(参考値)	5,000
	外野スタンド(参考値)	5,000
アースケア敷島	現状総数 7,800	3,900
サッカー・ラグビー場	メインスタンド(参考値)	1,410
	芝生席(参考値)	2,490
補助陸上競技場	現状総数 1,080	540
	東側観客席	200
テニスコート	現状総数 2,000	1,000
	スタンド	200
	No1~7 コート南側	200
	No1~7 コート北側	400
	A~C コート観客席	200
関水電業敷島プール	現状総数 1,010	505
※飛込用は独立した観客席として別計上	屋内観客席	505
	※屋外飛込用観客席	84